

栄養教諭の配置促進に関する意見書（案）

栄養教諭制度は、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成 17 年度に創設された。

さらに、平成 17 年 7 月には、国民の健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進すること等を目的とした食育基本法が施行され、子供たちに対する食育の重要性が、その心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすものとして、学校における食育の推進が基本的施策の一つとして定められている。

各地方公共団体においても、法の基本理念を踏まえ、食育推進に関する自主的な施策を策定し、実施することが責務として位置づけられた。

創設された栄養教諭は、食に関する指導の全体計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、平成 18 年度から実施されている国の食育推進基本計画においても、学校における食育の推進に向けた施策として、栄養教諭の配置促進が重要視されているところである。

よって、神奈川県におかれては、食育の推進を図るため、栄養教諭の配置を促進していくことを強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 月 日（議決年月日）

神奈川県知事 あて

横浜市議会議長名